

○文部科学省告示第六十七号

学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）及び学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和七年文部科学省令第二十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

文部科学大臣 松本 洋平

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示

（大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正）

第一条 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若し	四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は

くは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件の一部改正)

第二条 短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認められたもの	四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、短期大学において短期大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

(高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件の一部改正)

第三条 高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成三年文部省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの若しくは専攻科における学修又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの</p>	<p>四 専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のもの又は学校教育法第百三十三条において準用する同法第百五条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、高等専門学校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの</p>

(専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程の一部改正)

第四条 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分を順次これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p data-bbox="309 965 1099 1045">専修学校の特定専門課程の修了者に係る専門士の称号に関する規程</p> <p data-bbox="241 1109 353 1141"><u>（称号）</u></p> <p data-bbox="203 1157 1099 1236"><u>第一条</u> 専修学校の特定専門課程を修了した者は、専門士と称することができる。</p>	<p data-bbox="1238 965 2069 1045">専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程</p> <p data-bbox="1193 1109 1305 1141"><u>（目的）</u></p> <p data-bbox="1151 1157 2069 1380"><u>第一条</u> この規程は、専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士又は高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資することを目的とする。</p>

(学則への記載)

第二条 特定専門課程を置く専修学校は、当該特定専門課程を修了した者が専門士と称することができる旨を学則中に記載するものとする。

(称号)

第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百一十四条に規定する専修学校の同法第二百二十五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）である	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。

「条を削る。」

	もの以外のもの	
	単位制による学 科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）		

三 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

四 次条の規定により認められた課程でないこと。

（高度専門士の称号）

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 修業年限が四年以上であること。

二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

<p>「条を削る。」</p>	<p>専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）</p> <p>三 体系的に教育課程が編成されていること。</p> <p>四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。</p> <p>(公示)</p> <p>第四条 文部科学大臣は、前二条の規定により認めた課程をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。課程の名称に変更があつたときも、同様とする。</p> <p>2 文部科学大臣は、前項の規定により公示した課程について、廃止されたとき又は第二条各号若しくは前条各号に掲げる要件に適合しなくなつたと認めたときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。</p> <p>備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>
----------------	---

（専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数の廃止）

第五条 専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第百二十五号）は廃止する。

(大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程の一部改正)

第六条 大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成十一年文部省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校（<u>専門課程及び専攻科を除く。</u>）及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。</p> <p>2・3 「略」</p> <p>(準備教育課程の開設等)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 前項の規定により大学及び専修学校（<u>専修学校の専門課程及び専攻科に限る。次項において同じ。</u>）が開設する準備教育課程は、その<u>学生</u>以外の者を対象とするものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この規程において、「準備教育施設」とは、第七条第一項の規定により準備教育課程を開設する専修学校（<u>専門課程</u>を除く。）及び各種学校並びに同条第三項に規定する教育施設をいう。</p> <p>2・3 「同上」</p> <p>(準備教育課程の開設等)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 前項の規定により大学及び専修学校（<u>専門課程に限る。</u>）が開設する準備教育課程は、その<u>学生又は生徒</u>以外の者を対象とするものとする。</p>

3 第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校は、準備教育のための教育施設（以下「教育施設」という。）を付置するものとする。

（教員の資格）

第十三条 基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 五 「略」

六 専修学校の専門課程及び専攻科（当該専門課程及び専攻科のそれぞれの修業年限を通算した修業年限が四年以上の場合を除く。）を修了した者で、大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものであつて、当該専門課程及び専攻科の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となるもの

七 専修学校の専門課程及び専攻科のそれぞれの修業年限を通算した修業年限を四年以上とする専門課程及び専攻科を修了した者で、一年以上大学等においてその担当する教科に関する教育又は研究に関する業務に従事したものの

八 「略」

2 「略」

3 第一項の規定により準備教育課程を開設する大学及び専修学校（専門課程に限る。）は、準備教育のための教育施設（以下「教育施設」という。）を付置するものとする。

（教員の資格）

第十三条 基礎教科の教員は、次の各号のいずれかに該当する者で、その担当する教科の教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものとする。

一 五 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

六 「同上」

2 「同上」

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程の一部改正)

第七条 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成十六年文部科学省告示第百七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(外国大学等日本校の指定)</p> <p>第一条 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第七号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条、第百七十七条第七号若しくは第百八十六条の二第七号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項、専門職大学院設置基準第十三条第二項、専門職大学設置基準第二十四条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（以下「外国大学等日本校」という。）を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下「在日外国大使館等</p>	<p>(外国大学等日本校の指定)</p> <p>第一条 文部科学大臣は、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第四号若しくは第二項第五号、第百五十六条第三号、第百六十条第三号、第百六十一条第二項、第百六十二条若しくは第百七十七条第五号、大学設置基準第二十八条第二項、短期大学設置基準第十四条第二項、専門職大学院設置基準第十三条第二項、専門職大学設置基準第二十四条第二項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第二項の規定により外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設（以下「外国大学等日本校」という。）を指定する場合には、我が国にある当該外国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下「在日外国大使館等」という。）に対し、次の</p>

<p>「という。」に対し、次の各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p>各号のいずれにも該当することの確認を求めるものとする。</p> <p>一・二 [同上]</p>
<p>備考 表中の「 」の記載は注記である。</p>	

(博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件の一部改正)

第八条 博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件(平成二十一年文部科学省告示第百二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="309 643 1099 675">博物館法施行規則第七条に規定する学修を定める件</p> <p data-bbox="203 786 1099 914">第一条 博物館法施行規則(以下「規則」という。)第六条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第七条に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。</p> <p data-bbox="241 930 427 962">一〜四 「略」</p> <p data-bbox="203 1026 1099 1393">第二条 前条に規定するもののほか、規則第六条に規定する試験認定の科目に係る規則第七条に規定する学修は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校の専門課程(同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。)のうち修業年限が二年以上のもの又は専攻科(同法第二百五条の二第二項に規定する専攻科をいう。)における学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。</p>	<p data-bbox="1249 643 2040 722">博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件</p> <p data-bbox="1149 786 2045 914">第一条 博物館法施行規則(以下「規則」という。)第六条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第七条第一項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。</p> <p data-bbox="1187 930 1395 962">一〜四 「同上」</p> <p data-bbox="1149 1026 2045 1297">第二条 前条に規定するもののほか、規則第六条に規定する試験認定の科目に係る規則第七条第一項に規定する学修は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が二年以上のものにおける学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。</p>

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程の一部改正)

第九条 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定の標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、<u>専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。）若しくは当該専門課程に置かれる学科又は専攻科（同法第二百五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）</u>（以下これらを「<u>専門課程等</u>」という。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「<u>職業実践専門課程</u>」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することに</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程（以下「<u>専修学校専門課程</u>」という。）</u>であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの（以下「<u>職業実践専門課程</u>」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、<u>専修学校専門課程</u>における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。</p>

より、専修学校の専門課程等における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程等であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

一 学校教育法第二百五条の二第一項に規定する特定専門課程若しくは当該特定専門課程に置かれる学科又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項第五号の規定により文部科学大臣が別に指定する専攻科であること。

二〜四 「略」

五 当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第一百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。

「号を削る。」

六 当該専門課程等を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

2 前項の規定により認定された専門課程等を置く専修学校は、当該専門課程等に関する情報の活用の促進に資す

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

一 専修学校の大学設置基準第二十九条第一項の規定対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条又は第三条の規定により、当該専修学校専門課程の修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。

二〜四 「同上」

五 学校教育法施行規則第八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。

六 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

七 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

2 専修学校は、前項の規定により認定された課程に関する情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程

るよう、当該専門課程等の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした専門課程等が廃止されたとき又は前条第一項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした専門課程等の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 「略」

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、職業実践専門課程として認定をした課程が廃止されたとき又は前条第一項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 「同上」

(専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の一部改正)

第十条 専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成三十年文部科学省告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定の標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。）若しくは当該専門課程に置かれる学科、専攻科（同法第二百五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）又は特別の課程（同法第三百三十三条第一項において準用する同法第百五条の規定により専修学校（専門課程を置くものに限る。）が編成する特別の課程をいう。）（以下これらを「専門課程等」という。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。以下同じ。）又は特別の課程（同法第三百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とする。</p>

、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程等であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一 当該専門課程等の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が二年未満であること。

二～六 「略」

「号を削る。」

七 「略」

八 当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を受け、その結果を公表していること。

「号を削る。」

九 当該専門課程等を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

2 前項の規定により認定された専門課程等を置く専修学

(認定)

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一 課程の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が二年未満であること。

二～六 「同上」

七 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。

八 「同上」

九 課程を置く専修学校において、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十九条において準用する同規則第六十七条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。

十 前号の評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

十一 課程を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

2 専修学校は、前項の規定により認定された課程に関す

校は、当該専門課程等に関する情報の活用の促進に資するよう、当該専門課程等の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした専門課程等が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした専門課程等の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 「略」

る情報の活用の促進に資するよう、当該認定された課程の情報をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした課程が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程の一部改正)

第十一条 専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和五年文部科学省告示第五十三号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。）若しくは当該専門課程に置かれる学科又は専攻科（同法第二百五条の二第二項に規定する専攻科をいう。）（以下これらを「専門課程等」という。）であつて、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>(認定)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規程は、専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の専門課程（同法第二百五条第一項に規定する専門課程をいう。以下同じ。）の学科であつて、質の高い教育を行うとともに、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として日本社会の理解の促進に資する教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>(認定)</p>

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程等であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを、当該専修学校の設置者の申請に基づき、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第二条第一項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した専門課程等であること。

二 「略」

三 当該専門課程等に在籍する学生のうち外国人留学生在が占める割合が二分の一以内であり、かつ、日本人学生との交流を図ることができる教育環境が整備されていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合は、この限りでない。

イ 当該専門課程等を修了した学生の直前三年の就職率の平均が十分の九以上であること。

ロ 当該専門課程等において、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な単位数のうち、十単位以上を占めていること。

四 「略」

五 当該専門課程等を置く専修学校において、学校教育法第百三十二条の二第二項の規定により評価を行い、その結果を公表していること。

第二条 文部科学大臣は、専修学校の専門課程の学科であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを、当該専修学校の設置者の申請に基づき、外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして認定することができる。

一 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）第二条第一項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。

二 「同上」

三 当該学科に在籍する生徒のうち外国人留学生在が占める割合が二分の一以内であり、かつ、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境が整備されていること。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる場合は、この限りでない。

イ 当該学科を修了した生徒の直前三年の就職率の平均が十分の九以上であること。

ロ 当該学科において、日本国内において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、三百時間以上を占めていること。

四 「同上」

「号を加える。」

2 前項の規定による認定を受けた専門課程等を置く専修学校の設置者は、当該専門課程等が前項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした専門課程等が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すものとする。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした専門課程等の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの変更があつたときも、同様とする。

2 「略」

2 前項の規定による認定を受けた専修学校の設置者は、当該認定を受けた学科が前項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

(認定の取消し)

第三条 文部科学大臣は、前条第一項の規定により認定をした学科が廃止されたとき又は同項各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、第二条第一項の規定により認定をしたときは、当該認定をした学科の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの変更があつたときも、同様とする。

2 「同上」

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第四条による改正後の専修学校の特定専門課程の修了者に係る専門士の称号に関する規程は、この告示の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に専修学校の専門課程に入学した者について適用し、施行日前に専修学校の専門課程に入学した者に対する専門士の称号の付与については、なお従前の例による。
- 3 第九条による改正後の専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条第一項第五号に規定する評価及び第十条による改正後の専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程第二条第一項第八号に規定する評価については、当分の間、専修学校の学生の保護者その他の当該専修学校の関係者（当該専修学校の職員を除く。）による評価をもってこれに代えることができる。